

学校感染症による出席停止のお知らせ

児童・生徒が感染症にかかった場合、またはかかっている疑いがある場合は、学校保健安全法第19条により、本人の休養と他への感染・流行を防ぐ目的で出席停止（欠席扱いとしない）の措置を取ることになっています。

下記太字で表記された感染症に限り、医師から登校の許可が出ましたら、事前に児童の学年・氏名を記入の上、医師より「登校許可証明書」に記入していただき、登校時に担任へご提出ください。

ただし、細字で表記された感染症と診断された場合には「登校許可証明書」は不要ですが、医師の判断次第では病状評価のため再度受診を促される場合もございます。

《学校感染症と出席停止基準》

(2024.8時点)

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消失した後2日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、しょうこう熱、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑等）	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

登校許可証明書

学校長殿

年 氏名

(保護者記入)

■ 診断名： _____

■ 出席停止期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

上記の疾病において、他に感染のおそれがないと考えられるため、登校して差し支えないものと認めます。

年 月 日

医療機関名

医師名

印